

昭和二十九年政令第三百三十六号

日本銀行券預入令等を廃止する法律施行令
内閣は、日本銀行券預入令等を廃止する法律
(昭和二十九年法律第六十六号) 附則の規定に基
き、この政令を制定する。

第一条 削除

(引換えの特例)

第二条 次の各号に掲げる者は、日本銀行券預入
令等を廃止する法律(以下「法」という。) 附
則第六項の規定により、当該各号に掲げる期間
内に、その所持する当該旧日本銀行券(法附則
第二項に規定する旧日本銀行券をいう。以下同
じ。)を新日本銀行券(法附則第二項に規定す
る新日本銀行券をいう。以下同じ。)と引き換
えることを請求することができる。

一 昭和二十一年三月七日以前に刑事事件につ
いて差し押さえられ、又は領置された旧日本
銀行券が昭和二十九年六月十七日以後に還付
され、又は国に帰属した場合におけるその還
付を受けた者又は国(当該事実について檢察
官の証明のある場合に限る。) 当該旧日本銀
行券の還付を受けた日又は当該旧日本銀行券
が国に帰属した日から二週間以内

二 輸入に係る郵便物に封入されていた旧日本
銀行券で、旧外国為替管理法(昭和十六年法
律第八十三号)、旧金、銀又は白金等の地金
又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件
(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及
び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二
十四年政令第九十九号)若しくは外国為替
及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二
百二十八号)又はこれらに基づく命令の規定
により輸入が認められなかつたため財務省に
寄託されていたものの返還を受けた者(当該
事実について財務省理財局長の証明のある場
合に限る。) 当該旧日本銀行券の返還を受け
た日(法の施行前に返還を受けている場合に
は、法の施行の日)から三月以内

三 政府が連合国占領軍から引渡しを受けて日
本銀行に保管させていた旧日本銀行券を管理
する政府職員で大蔵大臣の指定するもの(当
該事実について大蔵省理財局長の証明のある
場合に限る。) 法の施行の日から三月以内

四 法附則第六項第二号に掲げる旧日本銀行券
の還付を受けた者又は当該旧日本銀行券が国
に帰属した場合における国(当該事実につい
て檢察官の証明のある場合に限る。) 当該旧

日本銀行券の還付を受けた日又は当該旧日本
銀行券が国に帰属した日から二週間以内

(日本銀行代理店における引換事務の取扱)

第三条 国庫金の出納に関する事務を取り扱う日
本銀行の代理店(以下「代理店」という。)は、
法の施行の日から三月以内の期間に限り、法附
則第二項各号に掲げる旧日本銀行券(当該日本
銀行券の引換を請求しようとする者又はその被
相続人が引揚の際携帯した旧日本銀行券の券面
金額の合計額が五万円以下である場合に限る。)
の引換に関する事務を取り扱うものとする。

2 財務大臣の指定する代理店は、前項の規定に
よる外、財務大臣の指定する期間は、財務大臣
の定めるところにより、法附則第二項各号に掲
げる旧日本銀行券の引換に関する事務を取り扱
うものとする。

(旧銀行券未決済金勘定の整理)

第四条 日本銀行は、旧日本銀行券の発行高に相
当する金額のうち、法の施行の際旧日本銀行券
預入令(昭和二十一年勅令第八十四号) 第五条
第二項に規定する勘定に属する金額を、旧銀行
券未決済金勘定として整理するものとする。

2 日本銀行は、法附則第五項(法附則第七項に
おいて準用する場合を含む。次条において同
じ。)の規定により旧日本銀行券と引き換えに
交付した新日本銀行券の券面金額に相当する金
額を旧銀行券未決済金勘定の金額から減額整理
しなければならない。

3 日本銀行は、財務大臣の定めるところによ
り、旧銀行券未決済金勘定に関する報告書を財
務大臣に提出しなければならない。

(旧銀行券未決済金勘定に属する金額の国庫納
付)

第五条 日本銀行は、旧銀行券未決済金勘定に属
する金額から法附則第五項又は沖繩の復帰に伴
う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別
措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五百
十号) 第六十五条第四項の規定により旧日本銀
行券を引き換えるため必要と認められる金額を
控除した金額のうち、財務大臣が定める金額
を、財務大臣が定める日までに国に納付しなけ
ればならない。

附則

この政令は、昭和二十九年七月一日から施行
する。

附則 (昭和四一年一月一日政令第三
五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年六月二四日政令第二
〇二号) 抄

1 この政令は、暫定措置法の施行の日から施行
する。

附則 (昭和四七年五月一日政令第一五
〇号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十七年五
月十五日)から施行する。

附則 (昭和四七年五月一日政令第一五
二号)

この政令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改
廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月
十五日)から施行する。

附則 (昭和五七年三月二七日政令第四
八号)

1 この政令は、銀行法の施行の日(昭和五十七
年四月一日)から施行する。

2 この政令の施行の際現に税関に寄託されてい
る旧日本銀行券に係る日本銀行券預入令等を廃
止する法律(昭和二十九年法律第六十六号) 附
則第二項に規定する引揚者の範囲は、なお従前
の例による。

附則 (昭和六〇年六月三日政令第一五
七号)

この政令は、商工組合中央金庫法の一部を改
正する法律の施行の日(昭和六十年六月十七
日)から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三〇
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施
行する。